①　清算特定目的会社が平成19年６月28日に発行したＧＨ建物管理特定目的会社第１回特定社債（一般担保付・適格機関投資家限定）(以下「本件特定社債」という。)の元金　金１億円
②　本件特定社債の利息　金316万6208円
③　本件特定社債の遅延損害金　上記①の元金に対する平成22年６月29日から支払済みまで年14パーセントの割合による遅延損害金

イ　本協定において「一般債権」とは、届出債権のうち優先債権以外のものであって、北洋銀行が有する以下の債権をいう。
①　清算特定目的会社及び北洋銀行の間で締結された平成19年６月28日付金銭消費貸借契約に基づく借入金に対する利息　金222万9452円
②　元金支払手数料債権　金168万円
③　利金支払手数料債権　金１万9945円

ウ　本協定において「優先債権者」とは、優先債権の債権者をいう。

エ　本協定において「一般債権者」とは、一般債権の債権者をいう。

⑵　弁済の方法

本協定第３項の規定による弁済は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、優先債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。但し、振込手数料は清算特定目的会社の負担とする。

２　相殺

清算特定目的会社が、優先債権者である北洋銀行に対して有する下記債権については、本協定の認可の決定が確定した日をもって、北洋銀行が清算特定目的会社に対して有する優先債権と対当額で相殺する。なお、優先債権の相殺は、本件特定社債の元金、利息及び遅延損害金の順に行う。

記

清算特定目的会社が北洋銀行に対して平成22年３月31日に預託した金3800万円の預託金返還請求権

３　優先債権者に対する弁済等

⑴　清算特定目的会社は、前項の規定による相殺後の優先債権に係る債務の弁済として、本協定の認可が確定した日における清算特定目的会社名義の下記銀行口座の残高全額を北洋銀行に対して支払う。

記

株式会社北洋銀行本店営業部
普通　2234244

⑵　北洋銀行は、前号の規定による支払いを受けた場合には、本件特定社債の登録機関として、清算特定目的会社の依頼に基づき、速やかに、本件特定社債に係る登録抹消手続きを行い、その登録通知書を清算特定目的会社に交付する。

４　免除

⑴　優先債権者は、前項の規定により弁済を受けるべき部分を除き、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算特定目的会社に対し、優先債権に係る債務を免除する。

⑵　一般債権者は、本協定の認可が確定した日をもって、清算特定目的会社に対し、一般債権に係る債務を免除する。

５　その他

⑴　第３項の規定による弁済後、清算特定目的会社に新たな財産が発見されたときは、清算特定目的会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、優先債権に係る債務の弁済として優先債権者に対して支払い、当該支払いにより優先債権が完済された後なお残額がある場合には、当該残額を、一般債権に係る債務の弁済として一般債権者に対して支払う。この場合において、優先債権者及び一般債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

⑵　清算特定目的会社と優先債権者及び一般債権者は、本協定に定めるもののほか、清算特定目的会社と優先債権者の間及び清算特定目的会社と一般債権者の間に、何らの債権債務も存在しないことを確認する。

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第８号

宮城県多賀城市留ヶ谷１丁目15番17号
再生債務者　小川志津夫

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　仙台市青葉区片平１丁目２―24　第１ＳＡＣビル５階　植松法律事務所　弁護士　植松　　悟

平成22年11月26日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第１号

岡山県美作市湯郷848番地
再生債務者　株式会社田村工務店

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　岡山市北区南方１―４―３　アストロビル４階　弁護士　藤浪　秀一

平成22年11月24日　岡山地方裁判所津山支部

再生手続開始

平成２２年（再）第１３号

札幌市白石区川北2293番地58
再生債務者　ホクビ株式会社
代表者代表取締役　内村　　満

１　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月28日から平成23年２月14日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第２号

北海道白老郡白老町字竹浦121番地41
再生債務者　有限会社ホテル北洋閣
代表者仮代表取締役　奈良　泰哉

１　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月27日から平成23年２月10日まで

札幌地方裁判所室蘭支部

平成２２年（再）第４号

滋賀県甲賀市信楽町長野1176番地
再生債務者　山金陶器株式会社

１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年１月26日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年３月25日から平成23年４月８日まで

大津地方裁判所民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第２号

福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
再生債務者　松徳産業株式会社

１　期日　平成23年１月18日午前10時

２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議

平成22年11月26日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第４号

山形市元木１丁目10番45号　パンションＺＡＯⅢ号館333号室
再生債務者　本間　辰次

１　決議に付する計画案　平成22年10月21日付け再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　平成23年１月５日まで

平成22年11月26日　　山形地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号

宮城県柴田郡大河原町新寺字東91番地の１
再生債務者　フジサイ工建株式会社

１　決議に付する計画案　平成22年10月27日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成22年12月24日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成22年12月17日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年12月10日

平成22年11月26日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第１号

栃木県足利市川崎町1318番地
再生債務者　株式会社石原

１　決議に付する計画案　平成22年９月14日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成22年12月24日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成22年12月17日まで

平成22年11月26日

宇都宮地方裁判所足利支部